

新潟県建設工事入札参加資格審査規程実施要綱

	制定	平成7年5月26日伺定 (同年4月1日実施)
改正	平成10年7月1日伺定 (10年7月1日実施)	平成11年3月29日伺定 (11年3月29日実施)
	平成12年2月3日伺定 (12年4月1日実施)	平成13年3月26日伺定 (13年4月1日実施)
	平成14年3月20日伺定 (14年4月1日実施)	平成14年8月7日伺定 (15年4月1日実施)
	平成15年2月6日伺定 (15年4月1日実施)	平成15年3月26日伺定 (15年4月1日実施)
	平成18年4月25日伺定 (18年5月1日実施)	平成20年3月27日伺定 (20年4月1日実施)
	平成20年6月24日伺定 (20年6月24日実施)	平成22年3月24日伺定 (22年4月1日実施)
	平成24年3月22日伺定 (24年4月1日実施)	平成25年3月11日伺定 (25年4月1日実施)
	平成25年9月10日伺定 (25年9月20日実施)	平成27年8月24日伺定 (27年9月8日実施)
	平成28年3月15日伺定 (28年4月1日実施)	平成30年3月12日伺定 (30年4月1日実施)
	令和元年8月30日伺定 (元年9月13日実施)	令和3年3月26日伺定 (3年4月1日実施)
	令和3年9月7日伺定 (3年9月10日実施)	令和5年3月31日伺定 (5年4月1日実施)
	令和5年9月11日伺定 (5年9月12日実施)	令和6年3月25日伺定 (6年4月1日実施)
	令和7年2月25日伺定 (7年4月1日実施)	令和7年9月3日伺定 (7年9月5日実施)
		令和8年7月28日伺定 (8年8月2日実施)

第1 趣旨

この要綱は、新潟県建設工事入札参加資格審査規程（以下「規程」という。）に基づき一般競争入札、指名競争入札及び随意契約の協議に参加する建設業者及び共同企業体の資格審査並びに共同企業体に係る入札、見積及び請負契約の締結について必要な事項を定めるものとする。

第2 資格審査

規程第3条又は第15条の規定による建設工事入札参加資格審査申請書及び添付書類の提出があったときは、規程第6条又は第16条の規定に基づき次の1又は2に掲げる基準により審査し、3に掲げる方法より総合評点を算出するとともに、土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事及び舗装工事については、4に掲げる基準に従って等級格付けを行う。

1 建設業者

(1) 客観的事項

「建設業法第二十七条の二十三第三項の経営事項審査の項目及び基準」（平成20年国土

交通省告示第85号。以下「国土交通省告示」という。)の基準により審査するものとする。

(2) 主観的事項

次のアからカに掲げる基準により審査するものとする。

ア 工事施工成績

請負工事成績評定実施要領に基づき、平成20年及びこれを初年とする2年目ごとの年(以下「定期申請年」という。)の3月31日の属する年度の前年度及び前々年度において評定した工事(以下「評定対象工事」という。)(共同企業体の構成員としてのものを含む。以下同じ。)の評定点の合計点数を評定対象工事の件数で除して得た数値並びに評定対象工事の件数に応じて、申請のあったすべての建設工事の種類に対して、別表6による評点を与える。

イ 優良工事県知事表彰歴

新潟県優良工事表彰要綱に基づき、定期申請年の3月31日の属する年度及びその前年度のいずれかの年度において、工事施工成績が特に優良なものとして表彰を受けた場合に、申請のあったすべての建設工事の種類に対して、別表7による評点を与える。

ウ 新分野への進出状況

定期申請年の前年の12月28日以前2年間に、日本標準産業分類の建設業以外の分類に属する事業へ500万円以上の支出を行っている場合に、申請のあったすべての建設工事の種類に対して、別表8による評点を与える。(新潟県に主たる営業所(建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第3条第1項に規定する営業所をいう。)を有する者(以下「県内建設業者」という。)に限る。)

エ 社会貢献活動等の状況

次の(ア)から(カ)に該当した場合に、申請のあったすべての建設工事の種類に対して、別表10による評点を与える。

(ア) 障害者の雇用状況

(a) 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第43条第1項の規定による障害者の雇用義務がある場合

資格審査の申請(業種追加に係る申請を除く。以下同じ。)の日前直近の6月1日現在において、法定雇用率(2.5%)を満たす数を超える数の障害者を雇用している場合

(b) 障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第1項の規定による障害者の雇用義務がない場合

資格審査の申請の日現在において、障害者を1人以上雇用している場合

(イ) 男女共同参画の推進状況

下記の(a)から(d)に該当している場合

(a) 新潟県多様で柔軟な働き方・女性活躍実践企業認定制度(以下「実践企業認定制度」という。)に基づく認定を受けているもの

(b) 実践企業認定制度に基づくゴールド認定を受けているもの

(c) (a)又は(b)の認定企業で、法第27条の23第1項の規定による経営に関する客観的事項の審査(以下「経営事項審査」という。)の審査基準日現在において、法第7条第2号イ、ロ又はハに基づく主任技術者になる資格を有する女性を雇用しているもの

(d) (a)又は(b)の認定企業で、資格審査の申請の日現在において、新潟県妊娠・出産・子育て関連有給休暇制度利用奨励金交付要綱別表1の要件を満たす有給休暇制度を整備しているもの

(ウ) 消防団協力事業所の認定状況

資格審査の申請の日現在において、新潟県内の市町村等の消防団協力事業所表示制度に基づき、消防団協力事業所に認定されている場合

(エ) 就業体験又は職場実習に関する機会の提供の状況

定期申請年の前年の9月30日以前2年間において、新潟県内の営業所で連続する2営業日以上就業体験又は専門の実践的な技術及び技能の習得を目指す職場実習の機会を提供した場合

(オ) 健康づくりの取組の推進状況

資格審査の申請の日現在において、にいがた健康経営推進企業登録事業実施要領に基づくにいがた健康経営推進企業に登録されている場合

(カ) 協力雇用主の登録状況

定期申請年の前年の9月30日現在において、新潟保護観察所の協力雇用主制度に基づき、協力雇用主に登録されている場合

(キ) 建設キャリアアップシステムの登録状況

資格審査の申請の日現在において、建設キャリアアップシステムの事業者登録を完了している場合

(ク) 新潟県SDGs推進企業登録制度の登録状況

資格審査の申請の日現在において、新潟県SDGs推進企業登録制度の企業登録を完了している場合（新潟県に主たる営業所(法第3条第1項に規定する営業所をいう。)を有する者に限る。）

オ 若年者の雇用状況

次の(ア)から(ウ)までのいずれにも該当した場合に、申請のあったすべての建設工事の種類に対して、別表11による評点を与える。

(ア) 定期申請年の前年の9月30日以前4年間において、若年者（採用の日において30歳未満の者をいう。以下同じ。）を雇用期間の定めのない常勤職員として新たに採用していること

(イ) 当該者を資格審査の申請の日まで継続して雇用していること

(ウ) 採用の日及び資格審査の申請の日において、当該者の勤務地が新潟県内の営業所であること

カ Made in新潟新技術普及・活用制度の登録及び活用の状況

定期申請年の前年の9月30日以前2年間において、Made in新潟新技術普及・活用制度に新規登録した場合、又は同制度の活用評価を受けた場合に、申請のあったすべての建設工事の種類に対して、別表12による評点を与える。

2 共同企業体

規程第16条の規定に基づく企業体の審査は、各構成員について前記1に掲げる基準により審査を行ったうえで、次の(1)及び(2)に掲げる基準により審査を行う。

(1) 客観的事項

次のアからエに掲げる数値を用いて国土交通省告示の基準により審査するものとする。

ア 経営規模

(ア) 許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別年間平均完成工事高

各構成員の許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別年間平均完成工事高のそれぞれの和

(イ) 自己資本の額及び利益額

各構成員の自己資本の額及び利益額のそれぞれの和

イ 経営状況

各構成員について算定される経営状況の評点の平均値

ウ 技術力

許可を受けた建設業の種類ごとに算出した各構成員の技術職員数値及び元請完成工事高のそれぞれの和

エ その他の審査項目（社会性等）

各構成員について算定されるその他の審査項目（社会性等）の評点の平均値

(2) 主観的事項

次のアからカに掲げる基準により審査するものとする。

ア 工事施工成績

請負工事成績評定実施要領に基づき、評定対象工事の評定点の合計点数の各構成員の和を、評定対象工事の件数の各構成員の和で除した数値並びに評定対象工事の件数の各構成員の和に応じて、申請のあったすべての建設工事の種類に対して、別表 6 による評点を与える。

イ 優良工事県知事表彰歴

各構成員について算定される評点の平均値によるものとする。

ウ 新分野への進出状況

各構成員について算定される評点の平均値によるものとする。

エ 社会貢献活動等の状況

各構成員について算定される評点の平均値によるものとする。

オ 若年者の雇用状況

各構成員について算定される評点の平均値によるものとする。

カ Made in新潟新技術普及・活用制度の登録及び活用の状況

各構成員について算定される評点の平均値によるものとする。

3 総合評点の算出方法

建設工事の種類ごとに国土交通省告示の定めるところにより、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第21条の3によって算出された点数に主観的事項の評点の和を加えて総合評点を算出する。

4 格付けの基準

別表13により、建設工事の種類ごとに等級格付けする。

第2の2 経常共同企業体の資格要件

経常共同企業体は、規程第14条の3第2項に規定する要件のほか、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものでなければならない。

- 1 構成員が、入札に参加しようとする業種について、元請・下請を問わず直前3年の各事業年度のいずれかに官公庁又は民間における完成工事高を有すること。
- 2 構成員の数が3社以内であること。
- 3 構成員のすべてが相互に同一又は直近の等級に格付けされた者であること。
- 4 代表者の出資比率は、他の構成員と同一又はそれより大きいこと。
- 5 出資比率が最小の構成員の出資比率は、次に掲げる場合による区分に応じ、それぞれの定める比率以上であること。
 - (1) 構成員の数が2社の場合 30%
 - (2) 構成員の数が3社の場合 20%
- 6 法の定めるところにより監理技術者又は国家資格を有する主任技術者等を工事現場に配置することができること。

第2の3 経常共同企業体の解散、参加資格の辞退

経常共同企業体は、規程第17条第2項に規定する参加資格の有効期間は、構成員の破産、解散等やむを得ない事由がある場合を除き、知事の承認を得なければ、解散し参加資格を辞退することができないものとする。

第3 事務取扱い

- 1 土木部長は、規程第6条第1項の規定による入札参加資格者名簿及び、規程第16条の規定

による入札参加資格者名簿を作成するものとする。

- 2 規程第6条第1項及び第16条の規定による入札参加資格審査の結果の通知は書面により行うものとする。
- 3 規程第6条第2項及び第16条の規定により、参加資格を与えることが適当と認められないときの通知は、書面により行うものとする。
- 4 入札参加資格者名簿は関係各課及び地域機関に送付し、変更その他必要な事項についてはその都度通知するものとする。
- 5 資格審査の結果については、申請者に通知するほかは公表できないものとする。ただし、入札参加資格者名簿による場合、又は官公庁その他公共団体の求めによる場合は、この限りでない。

第4 共同企業体の入札等

- 1 共同企業体の入札書及び見積書には、構成員の全員が記名押印しなければならない。ただし、他の構成員全員が構成員の1人に入札及び見積り（以下「入札等」という。）を委任したとき、又は構成員の全員が構成員以外の者に委任等をしたときは、その委任を受けた者の記名押印をもって入札等することができる。
- 2 共同企業体に対する入札事項の通知、書面による落札者の決定通知及び見積書を徴するときの通知は、共同企業体の代表者に対して行うものとする。

第5 共同企業体との請負契約

- 1 共同企業体の締結する請負契約書には構成員全員に記名押印させなければならない。
- 2 請負契約には次の特約条項を設けなければならない。
 - (1) 構成員は、請負契約の履行に関し共同連帯して責任を負うこと。
 - (2) 新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）別記建設工事請負基準約款第41条の規定は解散した共同企業体の構成員に適用があること。
 - (3) 注文者は、相手方に対する通知、請求、承認及び協議等その契約による行為については共同企業体の代表者を相手方とすること。
- 3 請負契約の履行の完了以前における構成員の脱退については、破産、解散等真にやむを得ない事由があると認められる場合のほかは脱退に対する承認は与えないものとする。

第6 実態調査

規程及びこの要綱を実施するため、別に定める要領により、必要の都度実態調査を行うものとする。

（附 則）

- 1 この要綱は、平成10年7月1日から施行する。
- 2 規程第3条第1項の規定に基づき添付する書類のうち、平成10年6月18日付け建設省告示第1362号による改正前の平成6年建設省告示第1461号（建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件）に基づく結果通知書を添付した者の資格審査については、なお従前の例による。

（附 則）

- 1 この要綱は、平成11年3月29日から施行する。
- 2 平成10年度以前の建設工事入札参加資格の審査については、なお従前の例による。
- 3 平成11年度の土木一式工事に係る建設工事入札参加資格の審査については、A、B又はCの各等級に定められている総合評点の基準は満たすが、1級技術職員数、又は1級技術職員数及び2級技術職員数の合計数のいずれか若しくは双方の基準を満たさない場合、当該等級の直近

位の等級に格付けする。

4 平成12年度の建設工事入札参加資格については、再度等級の格付けを行う。

(附 則)

- 1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 既に平成11・12年度の建設工事入札参加資格の審査結果の通知を受けている者については、平成12年度における建設工事入札参加資格の総合評点を、平成12年2月18日時点での経営事項審査結果（建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件の一部を改正する告示（平成11年3月31日建設省告示第1056号）により平成11年7月1日から施行された経営事項審査基準（以下「新基準」という。）によるものに限る）に基づき再計算する。この者が等級格付けを有している場合は、総合評点の再計算結果に基づき等級格付けを付与し直す。なお、この結果については、第3号の2様式により、変更の通知を行う。
- 3 既に平成11・12年度の建設工事入札参加資格の審査結果の通知を受けている者で、平成12年2月18日時点で新基準による経営事項審査結果通知を有していない者については、当該者の総合評点・等級格付けを空白とする。
- 4 経常共同企業体の構成員に前項の事由がある場合又は経常共同企業体为本要領第2の2(3)の要件を満たさなくなった場合は、経常共同企業体の総合評点・等級格付けを空白とする。
- 5 平成12年度の総合評点・等級格付けの変更により経常共同企業体が資格要件を満たさなくなった、あるいは経常共同企業体を結成する必要がなくなった等の理由により経常共同企業体の解散の意向が示された場合は、本要領第2の3に規定するやむを得ない理由に該当するものとみなす。
- 6 第3項に規定する者が平成12年2月19日以降に新基準による経営事項審査結果通知を有するに至り、平成12年4月1日以降に第3号の3様式による申出をなした場合は、総合評点・等級格付けを付与する。経常共同企業体の構成員に第3項の事由がある場合における経常共同企業体の総合評点・等級格付けについても同様とする。

(附 則)

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

(附 則)

- 1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 平成15年3月31日までを有効期間とする参加資格に係る随時申請の審査にあつては、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(附 則)

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

(附 則)

- 1 この要綱は、平成18年5月1日から施行する。
- 2 既に平成17・18年度の建設工事入札参加資格の審査結果の通知を受けている者については、「建設業法第二十七条の二十三第三項の経営事項の項目及び基準を定める件の一部を改正する告示」（平成17年国土交通省告示第1425号）による総合評点の再計算は行わないものとする。

(附 則)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(附 則)

- 1 この要綱は、平成20年6月24日から施行する。
- 2 本要綱第2 1 (1)の規定にかかわらず、規程第3条第1項の規定に基づき添付する書類のうち、平成20年1月31日付け国土交通省告示第85号（建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件）に基づく結果通知書を添付した者の資格審査については、同基準により行うものとする。
- 3 既に平成20・21年度の建設工事入札参加資格の審査結果の通知を受けている者については、平成20年1月31日付け国土交通省告示第85号（建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件）による総合評点の再計算は行わないものとする。
- 4 共同企業体の客観的事項の審査については、当該企業体の各構成員の平成20年3月31日時点で有効な経営事項審査結果通知（建設省告示に基づくもの）に基づき行うものとする。ただし、企業体の構成員のうち、平成20年3月31日時点で有効な経営事項審査結果通知を有していない構成員については、平成20年1月31日付け国土交通省告示第85号（建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件）に基づく結果通知書の数値等を用いて審査を行うものとする。

(附 則)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(附 則)

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成25年3月31日時点で、既に平成24・25年度建設工事入札参加資格の審査結果通知を受けている者又は入札参加申請をし受理されている者については、平成24・25年度建設工事入札参加資格の有効期間に限り、本要綱第2 1 (2)オの規定にかかわらず、なお従前の例によるものとする。

(附 則)

この要綱は、平成25年9月20日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成27年9月8日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(附 則)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成30年3月31日時点で、既に平成30・31年度建設工事入札参加資格の審査結果通知を受けている者については、平成30・31年度建設工事入札参加資格の有効期間に限り、本要綱第2 1 (2)エ(ア)の規定にかかわらず、なお従前の例によるものとする。

(附 則)

- 1 この要綱は、令和元年9月13日から施行する。
- 2 令和2年3月31日までを有効期間とする参加資格に係る随時申請の審査にあつては、前項の規定にかかわらず、なお従前の例によるものとする。

(附 則)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和3年5月31日時点で、既に令和2・3年度建設工事入札参加資格の審査結果通知を受けている者又は入札参加申請をし受理されている者については、令和2・3年度建設工事入札参加資格の有効期間に限り、本要綱第2 1 (2) エ (ｱ) の規定にかかわらず、なお従前の例によるものとする。

(附 則)

- 1 この要綱は、令和3年9月10日から施行する。
- 2 令和4年3月31日までを有効期間とする参加資格に係る随時申請の審査にあつては、前項の規定にかかわらず、なお従前の例によるものとする。

(附 則)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(附 則)

- 1 この要綱は、令和5年9月12日から施行する。
- 2 令和6年3月31日までを有効期間とする参加資格に係る随時申請の審査にあつては、前項の規定にかかわらず、なお従前の例によるものとする。

(附 則)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 令和6年5月31日時点で、既に令和6・7年度建設工事入札参加資格の審査結果通知を受けている者又は入札参加申請をし受理されている者については、令和6・7年度建設工事入札参加資格の有効期間に限り、本要綱第2 1 (2) エ (ｱ) の規定にかかわらず、なお従前の例によるものとする。

(附 則)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(附 則)

- 1 この要綱は、令和7年9月5日から施行する。
- 2 令和8年3月31日までを有効期間とする参加資格に係る随時申請の審査にあつては、前項の規定にかかわらず、なお従前の例によるものとする。

(附 則)

- 1 この要綱は、令和8年8月2日から施行する。

別表 1 ～ 5 （削除）

付表 1 ～ 6 （削除）

別表 6

工事施工成績に応じて与える評点

定期申請年の 3 月 31 日の属する年度の 前年度及び前々年度における評定対象 工事の評定点の平均数値	評定対象工事件数が 5 件以上の場合	評定対象工事件数が 4 件以下の場合
	評 点	評 点
70.0 点以上 71.0 点未満	10	10
71.0 点以上 72.0 点未満	11	11
72.0 点以上 73.0 点未満	14	13
73.0 点以上 74.0 点未満	18	16
74.0 点以上 75.0 点未満	24	20
75.0 点以上 76.0 点未満	33	26
76.0 点以上 77.0 点未満	42	33
77.0 点以上 78.0 点未満	54	42
78.0 点以上 79.0 点未満	68	52
79.0 点以上 80.0 点未満	83	63
80.0 点以上 81.0 点未満	100	75
81.0 点以上 82.0 点未満	117	87
82.0 点以上 83.0 点未満	134	100
83.0 点以上	150	113

注：小数点以下第 2 位未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

別表 7

優良工事県知事表彰歴に応じて与える評点

主 観 的 事 項	評 点
定期申請年の 3 月 31 日の属する年度及びその前年度のいずれかの 年度において表彰を受けた場合	20

別表 8

新分野への進出状況に応じて与える評点

主 観 的 事 項	評 点
定期申請年の前年の 12 月 28 日以前 2 年間に、日本標準産業分類の建 設業以外の分類に属する事業へ 500 万円以上の支出を行っている場 合（県内建設業者に限る。）	20

別表9 (削除)

別表10

社会貢献活動等の状況に応じて与える評点

主 観 的 事 項		評点 (※)
障害者の雇用状況	障害者の雇用義務がある場合 法定雇用率を満たす数を超える数の障害者を雇用している場合	10
	障害者の雇用義務がない場合 障害者を1人以上雇用している場合	10
男女共同参画の 推進状況	実践企業認定制度に基づく認定を受けている場合	5
	実践企業認定制度に基づくゴールド認定を受けている場合	10
	女性の技術者を雇用している場合	5
	新潟県妊娠・出産・子育て関連有給休暇制度 利用奨励金交付要綱別表1の要件を満たす有給休暇制度を整備している場合	5
消防団協力事業所の 認定状況	新潟県内の市町村等の消防団協力事業所に 認定されている場合	10
就業体験又は職場 実習に関する機会 の提供の状況	新潟県内の営業所において、連続する2営業 日以上就業体験又は職場実習に関する機会 を提供した場合	10
健康づくりの取組 の推進状況	にいがた健康経営推進企業に登録されてい る場合	5
協力雇用主の登録 状況	新潟保護観察所に協力雇用主として登録さ れている場合	5
建設キャリアアッ プシステムの登録 状況	建設キャリアアップシステムの事業者登録 を完了している場合	10
新潟県SDGs推 進企業登録制度の 登録状況	新潟県SDGs推進企業登録制度の企業登 録を完了している場合	5

※上記の評点の合計が、30点を超える場合にあっては、付与する評点を30点とする。

別表11

若年者の雇用状況に応じて与える評点

主 観 的 事 項	評 点
若年者を1人以上雇用している場合	20
上記雇用者に技術者又は技能労働者が含まれる場合	上記+10

別表12

Made in新潟新技術普及・活用制度の登録及び活用の状況に応じて与える評点

主 観 的 事 項	評 点
Made in新潟新技術普及・活用制度に新規登録した場合	10
Made in新潟新技術普及・活用制度の活用評価を受けた場合	10

別表13

等級	土 木 一 式 工 事		
	総合評点	1 級技術職員数	1 級技術職員数及び2 級技術職員数の合計数
A	980以上	5 人以上	15人以上
B	810以上	2 人以上	5 人以上
C	710以上	1 人以上	2 人以上
D	1 以上		2 人以上

1 1 級技術職員とは、次に掲げる者をいう。

(1) 法による技術検定のうち、検定種目を一級の建設機械施工又は一級の土木施工管理とするものに合格した者

(2) 技術士法（昭和58年法律第25号）による第二次試験のうち、技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」、「森林土木」、又は「水産土木」とする者に限る。）とするものに合格した者

2 2 級技術職員とは、次に掲げる者をいう。

法による技術検定のうち、検定種目を一級の建設機械施工若しくは一級の土木施工管理とする第一次検定に合格した者又は検定種目を二級の建設機械施工若しくは二級の土木施工管理（種別を「土木」とするものに限る。）とするものに合格した者

等級	建 築 一 式 工 事		
	総合評点	1 級技術職員数	1 級技術職員数及び2 級技術職員数の合計数
A	800以上	2 人以上	5 人以上
B	700以上	2 人以上	3 人以上
C	650以上	1 人以上	2 人以上
D	1 以上		2 人以上

1 1 級技術職員とは、次に掲げる者をいう。

(1) 法による技術検定のうち、検定種目を一級の建築施工管理とするものに合格した者

(2) 建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士の免許を受けた者

2 2 級技術職員とは、次に掲げる者をいう。

(1) 法による技術検定のうち、検定種目を一級の建築施工管理とする第一次検定に合格した者又は検定種目を二級の建築施工管理（種別を「建築」とするものに限る。）とする

- ものに合格した者
 (2) 建築士法による二級建築士の免許を受けた者

等級	電 気 工 事		
	総合評点	1 級技術職員数	1 級技術職員数及び 2 級技術職員数の合計数
A	780以上	2 人以上	4 人以上
B	680以上	1 人以上	2 人以上
C	1 以上		2 人以上

- 1 1 級技術職員とは、次に掲げる者をいう。
 (1) 法による技術検定のうち、検定種目を一級の電気工事施工管理とするものに合格した者
 (2) 技術士法による第二次試験のうち、技術部門を電気電子部門、建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を電気電子部門又は建設部門に係るものとするものに限る。）とするものに合格した者
 2 2 級技術職員とは、次に掲げる者をいう。
 (1) 法による技術検定のうち、検定種目を一級の電気工事施工管理とする第一次検定に合格した者又は検定種目を二級の電気工事施工管理とするものに合格した者
 (2) 電気工事士法（昭和35年法律第139号）による第一種電気工事士免状の交付を受けた者又は第二種電気工事士免状の交付を受けた後電気工事に関し 3 年以上の実務経験を有する者
 (3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）による第一種、第二種若しくは第三種電気主任技術者免状の交付を受けた後電気工事に関し 5 年以上の実務経験を有する者
 (4) 建築士法による建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格を有することとなった後電気工事に関し 1 年以上の実務経験を有する者
 (5) 一般社団法人日本計装工業会が行う登録計装試験に合格した後電気工事に関し 1 年以上の実務経験を有する者

等級	管 工 事		
	総合評点	1 級技術職員数	1 級技術職員数及び 2 級技術職員数の合計数
A	750以上	2 人以上	4 人以上
B	650以上	1 人以上	2 人以上
C	1 以上		2 人以上

- 1 1 級技術職員とは、次に掲げる者をいう。
 (1) 法による技術検定のうち、検定種目を一級の管工事施工管理とするものに合格した者
 (2) 技術士法による第二次試験のうち、技術部門を機械部門（選択科目を「熱工学」又は「流体力学」とするものに限る。）、上下水道部門、衛生工学部門又は総合技術監理部門（選択科目を「熱工学」、「流体力学」又は上下水道部門若しくは衛生工学部門に係るものとするものに限る。）とするものに合格した者
 2 2 級技術職員とは、次に掲げる者をいう。
 (1) 法による技術検定のうち、検定種目を一級の管工事施工管理とする第一次検定に合格した者又は検定種目を二級の管工事施工管理とするものに合格した者
 (2) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）による技能検定のうち、検定職種を一級の冷凍空気調和機器施工、配管（選択科目を「建築配管作業」とするものに限る。）若しくは建築板金（選択科目を「ダクト板金作業」とするものに限る。）とするものに合格した者又は検定職種を二級の冷凍空気調和機器施工、配管（選択科目を「建築配管作業」とするものに限る。）若しくは建築板金（選択科目を「ダクト板金作業」とするものに限る。）とするものに合格した後管工事に関し 3 年以上の実務経験を有する者
 (3) 水道法（昭和32年法律第177号）による給水装置工事主任技術者免状の交付を受けた後管工事に関し 1 年以上の実務経験を有する者
 (4) 建築士法による建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格を有することとなった後管工事に関し 1 年以上の実務経験を有する者
 (5) 一般社団法人日本計装工業会が行う登録計装試験に合格した後管工事に関し 1 年以上の実務経験を有する者

等級	舗 装 工 事		
	総合評点	1 級技術職員数	1 級技術職員数及び 2 級技術職員数の合計数
A	950以上	5 人以上	15人以上
B	1 以上	1 人以上	5 人以上

- 1 1 級技術職員とは、次に掲げる者をいう。
 - (1) 法による技術検定のうち、検定種目を一級の建設機械施工又は一級の土木施工管理とするものに合格した者
 - (2) 技術士法による第二次試験のうち、技術部門を建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を「建設部門」とするものに限る。）とするものに合格した者
- 2 2 級技術職員とは、次に掲げる者をいう。

法による技術検定のうち、検定種目を一級の建設機械施工若しくは一級の土木施工管理とする第一次検定に合格した者又は検定種目を二級の建設機械施工若しくは二級の土木施工管理（種別を「土木」とするものに限る。）とするものに合格した者
- 3 舗装工事においては、上表に掲げる技術職員のほか、次に掲げる技術者を 1 人以上保有していることを A 級の要件とする。

一般社団法人日本道路建設業協会が行う一級の舗装施工管理技術者資格試験に合格した者